

# 吉田兼俱における日本書紀解釈の態度

徳 盛 誠

一  
本論文は、吉田兼俱の日本書紀解釈を貫く方法的な態度をさぐることを通し、書紀研究の一助たることを目的とするものである。

兼俱の行う解釈の一人は斬新といえるものではない。むしろ先行する解釈に多くを拠つてゐる。その特徴は個々の解釈の関連づけにあるのであり、一見散漫にさえみえる個々の解釈も、それがいかなる前提をもつて集約されていくかを検討していくことで、その方法的な態度をたしかめうると考へる。

一つの例からはじめよう。書紀第一段本書の冒頭部の語句「溟滓」について兼俱は次のような注釈を付す。

溟滓モシツアカクラニシテ、クラケト云ハ、水ノト、コヲシメテ

リヨリテ、シリくトシテ、ワケモナイ體ソ、海月ト云魚ハ、在大海、ムタトシタ者ソ、ク、モリテト云ハ、一氣未分ククンテアルノ義ソ、アカクラニシテ、ト云ハ、混沌未分先ハ鴻濛トシテ、暁ノアカクラナルヤウナソ、  
〔神代卷抄〕一一〇ページ

挙げられたクラゲナス、クグモリテ、アカクラニシテという三つの読みはいずれも、『釈日本紀』が引く講書の間答においてすでにみられる。兼俱はそこで挙げられた読みのいくつかを受けとめてゐるにすぎない。重要なのは、これらは講書の問答では、どれがもつともふさわしい読みであるかが問われる中で挙げられたものであるのに対し、兼俱にはそうした問いが欠けていることである。兼俱の注釈では、複数の読みのいずれもが「溟滓」について何かを伝える、それぞれ意義をもつものとしてひとしく機能してい

る。

ここで、事——事物や出来事を指す——を形成することばと事を描写することばという一对の概念を導入しよう<sup>(2)</sup>。事を形成することばとは、たとえばクニノトコタチとアメノミナカヌシという二つの異なつたことばがある場合、他に条件がない限りそれぞれ別個の事物を形成するとみる見方である。一方、描写することばとは、その二つのことばがあつても実は同じものである、同じものの描写であることりうる見方である。この対の概念を導入した上で、言い直すならば、講書でしかるべき読みが問われたのは、複数の読みの中に正しく事を形成することばが存するという認識が共有されていたからであり、兼俱はそうした認識を共有していないということにならう。

こうした態度は、たんに読みにかぎらず、書紀のことは全体に対して貫かれている。注釈の冒頭近く、書紀を価値づけした箇所と、第一段一書の一、すなわち最初に出てくる一書につけられた注釈で書紀の本書と諸一書に対する見解を示した箇所を引く。

(1) 此二書ニ添神書、以為三部本書也、旧事・古事ノ二書ニハ、加編者之語穿鑿スルソ、此書ハ唯述神語、不加私語、以故為最上ソ。

〔神代卷抄〕九七、八ページ〕

(2) 流通ノ本ニハ、一書ヲ如注ニ細字ニ書之、吾祖兼

延曰、此一書ハ天上・地下・海中ノ神之語也、与正文不可優劣也、今家々ノ説録ノ、カワルヤウ也、少シ異トモ終ニハ同也、仏経亦如此、故ニ家本ニハ、一字サゲテ大字ニ書之、

〔神代卷抄〕一一四ページ〕

引用(1)、「三部本書」たる『旧事本紀』、『古事記』と比しても「最上」である「神書」として書紀は価値づけられる。理由は「編者之語」「私語」が加えられず「神語」のみで述べられていることにある。それが書紀本書のみの価値ではなく、一書もふくめた書紀の記述全体を念頭においた価値づけであることを示すのが引用(2)である。一書の書記形式について述べながら、「正文」「すなわち本書」と優劣のないものとして、一書もまた「神之語」と位置づける。そうしたものとして正当に受けとめるために、諸一書もまた細字ではなく大字で書くべきだと主張しているのである。

書紀各段の本書と一書、あるいは一書の間で記述に大きく隔たりのある場合があるのは周知の通りである。兼俱もそれは承知し「今家々ノ説録ノ、カワルヤウ也」といった上で、「少シ異トモ終ニハ同也」とする。記述の相違を無視するのではなく、それぞれが「カワル」「異」なること

をみとめながら結局は「同」じものと見なす。これは書紀記述のすべてを描写のことばとして受けとめることにほかならないのではないか。ここでの言明はそう見なしうる。

こうした宣言が実際の解釈の現場でいかに機能しているか、すなわち方法として実質をもちえているのかどうかをさらに検証しよう。

## 二

注釈の現場での兼俱は、すべての記述をそのままに受けとめてはいない。たとえば第八段一書三、草薙剣が「今在尾張国」というくだりに「神代ノ書ナルニ、在尾張ト云ハ、不審也、是ハ編者語也、非神語、余亦倣之」〔神代巻抄〕一七四ページと注し、「編者語」すなわち編纂段階でのことばの挿入を想定する。これは「編者之語」など交えずすべて「神語」であることに書紀の至上価値をみとめた先の言明と明らかに矛盾する。「不審」としことばを排する同様の場合は多くはないが他にもあり、「不審」とは言わないにせよ同様の疑いから解釈をはじめた例もまた多数あることを考えれば、ここにあるのはすべてを受け入れる寛容な態度などではない。だが、こうした解釈の方向も書紀記述を描写のことばとしてとらえる点では、むしろ整合的であることに注目すべきである。事を形成することばとし

て「今在尾張国」をとらえるなら、そのような事態が挿入される神代像の構想に困惑しはしても、ことばそのものを排する態度はとりえないからだ。「不審」という真偽の次元でことばを判断しうるのは、描写のことばとして見ているからにほかならない。

別の「不審」の例――

一書曰（第五段一書十一）、伊弉諾尊勅任三子――第十一節也、此段与第六節之説異也、前書二ハ曰月読尊可以治滄海、素戔嗚尊可以治天下、此書二ハ曰素戔嗚尊者、可以御滄海、是不審也、根国ハ竜宮海底也、此神至南海嫁神女生子ヲ、今之八王子権現、是也、到南海ホトニ、可令御滄海ト云ハ、此勅也 〔神代

巻抄〕一五一ページ カッコ内引用者注、以下同様

第五段一書十一では、イザナキが命じるササノヲの統治すべき領域は「滄海」とされるが、同段一書六では「天下」とある。この相違を「不審」とする。一書六の注釈でも「不審」の語こそないが本書との相違を指摘し、やはり本書一書を通じて三様の記述（第五段本書、一書一、一書六）がある三貴子の出現に関しても、一書六の注釈において「三神之所生、与前書異也」〔神代巻抄〕一四七ページと言及する。相違する記述をふくむこうした書紀のありように対しては、われわれもまた違和感をもつところでは

ある。しかし、それが注釈において、解決は与えられないまでも「不審」と言明するほどに問題化されるのは、これほど異なつていてもなお兼俱が諸一書と本文とは「同」であるという原則を維持しているからである。

先行する一条兼良『日本書紀纂疏』(以下、『纂疏』と略記する)は諸一書を「或説」、異伝とみる。たとえば一書六の三貴子の出現の記述に対する注釈について「三明別生三神」(六七ページ)と題す。「別」という語で明らかかなように本書との相違を注釈の前提とし、それ自体を問題にしない。兼俱は「〔纂疏〕のように」一書ヲ或説ト□□マイソ。正説トトルソ」(『聞塵』二九ページ)と対抗的に述べているように、解釈の多くを負う『纂疏』とこの点に関しては対立し、すべてを「正説」として扱う。記述の隔たりを予め確保する「或説」、異伝という範疇を否定することで、記述の相違が問題化するのである。

またこの箇所に関して、『先代旧事本紀』と比較してみる。<sup>(6)</sup>『旧事本紀』において三貴子の出現は、書紀第五段本書に基づいたと見られる、イザナキとイザナミ二神よつて生み出されたとする記述(二四ページ)、『古事記』に基づいたと見られる、イザナキが身を洗う際に成つたとする記述(四三ページ)、書紀第五段一書一に基づいたと見られる、イザナキが白銅鏡を使って出現させたとする記述(四四べ

ージ)と三たび描かれる。単一の記述の中で三たび物語られる三貴子の出現をどう了解するかという読む側の問題はあるにせよ、先行する神話テキストをどう受けとめるかというテキスト構成の姿勢ははっきりしている。本書一書の記述を並立させ対等に受けとめる点では兼俱と共通するが、その先が異なる。『旧事本紀』は、近似する書紀第五段一書六と『古事記』の記述については同じものと認め記述を一本化した可能性があるものの、互いに近似しない記述については、三貴子が三たび出現するという一見奇妙な事態をつくり出しながらも、ほぼそのままに記している。こうしたありようは、記述のそれぞれを事を形成することばとして受けとめた結果であるといえる。一方、「不審」と発する兼俱の注釈の基盤には、三様の相違する記述が本来同じものはずだと考え、現に相違しているにもかかわらず三者を重ねる発想をみる事ができよう。われわれの感覚がそれと通じるところがあるとすれば、われわれもまた書紀記述を描写として捉えているからにはかならない。

述べてきた態度で兼俱が書紀注釈にのぞんでいたとすれば、当然ながら書紀記述において問題となりうる箇所は他にも多数あるだろう。事実、兼俱は相違を指摘するにとどまったり無視しているところも見られるものの、そうした箇所に対しておおむね律儀にコメントをなしている。<sup>(8)</sup>この

ことは、こうした角度から彼の注釈を考えることの有効性を示すと同時に、こうした態度が前提として解釈の現場でたしかめられていることの証左である。以下、具体的な解釈を、この前提と照らしつつ検証することで、兼俱の方法をさらに問う。

### 三

書紀第一段から第三段に至る注釈を取り上げる。その顕著な特徴は、一つには「一家ノ習ニ、故曰ヨリ前ヲ、序分ト取ソ」〔『神代卷抄』一〇九ページ〕と言ひ、第一段本書を「故曰」以前と以後とに区分し、以前を「序分」としたことであり、その上で「序分」中の「溟滓而含牙」の「牙」をクニノトコタチと解す点である（「含牙―先天地含牙、一氣ノ萌ス処ハ、神明徳也、此牙ト云ハ、即国常立尊也」〔『神代卷抄』一一一ページ〕）。これによつて、第一段本書は前半と後半とに分岐され、全体として重複をもつた記述となる。第二に、第一段一書四について「又曰」以下の後半を「一書ノ中テノ一説」と言ひ、別の一書と解している点である。兼俱によれば、これらはどれもクニノトコタチの出現とその後の展開のはじまりを表したものとして考えられるのである。

兼俱の指示を生かし、「序分」の展開に沿つて第一段か

ら第三段までの各記述を三つに分割し実際に並列してみたのが、次の表である（読みにかかわる記述は略した）。

#### 第一

1 古天地未剖、陰陽不分、渾沌如鷄子、溟滓而（含牙。）

（「序分」第一段本書前半）

2 故曰、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也。（第一段一段本書後半）

3 一書曰、天地初判、（第一段一書二）

4 一書曰、古国稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩。（第一段一書二）

5 一書曰、天地混成之時、（第一段一書三）

6 一書曰、天地初判、（第二段一書四）

7 一書曰、天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係。（第一段一書五）

8 一書曰、天地初判、（第一段一書六）

第二

1（溟滓而）含牙。（「序分」第一段本書前半）

2 于時、天地之中生一物。状如葦牙。便化爲神。号國常立尊。（第一段本書後半）

3 一物在於虚中。状貌難言。其中自有化生之神。号國常立

尊。亦曰國底立尊。(第一段一書一)

4 于時、國中生物。狀如葦牙之抽出也。因此有化生之神。

号可美葦牙彦舅尊。次國常立尊。(第一段一書二)

5 始有俱生之神。号國常立尊。(第一段一書四前半)

6 又曰、高天原所生神名、曰天御中主尊。(第一段一書四後半)

7 其中生一物。如葦牙之初生泥中也。便化爲人。号國常立尊。(第一段一書五)

8 有物。若葦牙、生於空中。因此化神、号天常立尊。次可美葦牙彦舅尊。又有物。若浮膏、生於空中。因此化神、号國常立尊。(第一段一書六)

### 第三

1 及其清陽者、薄靡而爲天、重濁者、淹滯而爲地、精妙之合搏易、重濁之凝竭難。故天先成而地後定。然後、神聖生其中焉。(「序分」第一段本書前半)

2 次國狹槌尊。次豐斟淳尊。凡三神矣。乾道独化。所以、成此純男。(第二段本書後半)

3 次國狹槌尊。亦曰國狹立尊。次豐國主尊。亦曰豐組野尊。亦曰豐香節野尊。亦曰浮經野豐買尊。亦曰豐國野尊。亦曰豐嚙野尊。亦曰葉木國野尊。亦曰見野尊。(第一段一書一)

4 次國狹槌尊。(第一段一書二)

5 始有神人焉。号可美葦牙彦舅尊。次國底立尊。(第一段一書三)

6 次國狹槌尊。(第一段一書四前半)

7 次高皇產靈尊。次神皇產靈尊。(第一段一書四後半)

8 次有神。泥土煮尊。沙土煮尊。次有神。大戸之道尊。大苦邊尊。次有神。面足尊・惶根尊。次有神。伊弉諾尊・伊弉冉尊。(第二段本書)

9 此二神、青檀城根尊之子也。(第二段一書一)

10 國常立尊生天鏡尊。天鏡尊生天萬尊。天萬尊生沫蕩尊。沫蕩尊生伊弉諾尊。(第二段一書二)

沫蕩尊生伊弉諾尊。(第二段一書二)

11 凡八神矣。乾坤之道、相參而化。所以、成此男女。自國常立尊、迄伊弉諾尊・伊弉冉尊、是謂神世七代者矣。(第三段本書)

12 男女耦生之神、先有泥土煮尊・沙土煮尊。次有角滓尊・活滓尊。次有面足尊・惶根尊。次有伊弉諾尊・伊弉冉尊。(第三段一書一)

第一が発端となる状況、第二がクニノトコタチ出現の記述、第三がその後の展開である。一見して明らかのように、

第一はともかく第二第三では相違が目立ち、同じ事の記述とは考えにくい。しかし、それらが同じものなのだという事をたしかめていく点で兼俱の解釈は一貫性をもつのであり、従来の見解を受け継いだ解釈であっても、そうした態度で位置づけられることによって新たな意義をもつてくる。

具体的にみよう。第二の4を注して兼俱は「国中——空中也」(一一六ページ)とする。「国」という意味づけされた場ではなく、そうした意味の発生に先んじて何もないところにクニノトコタチが出現するという設定へと整合させる解釈上の改変とみなせる。また第二の6——兼俱が別の一書として一書四を「又曰」から切り分けた後半部——について、やはり「高天原ハ、当流ニハ空中ト云ソ、何処トモ、在処ヲハサ、ヌソ、天御中主尊ハ与国常立尊同体異名也」(一一七ページ)と注している。高天原については『釈日本紀』に「私記曰。師説。謂上天也。案。可謂虚空也」とあり、アメノミナカヌシについてはたとえ『塵荆鈔』(一四八二年執筆)に「又未ダ靈性ヲ顯サザルヲバ国常立尊ト名付、已ニ其姿ヲ顯シ給ヲバ天御中主尊ト云。(中略)ニ神同体相違ナキ歟。」とあるように、これらの解釈には先行例がある。しかし兼俱の解釈においては、先の例と同様、これらがクニノトコタチの出現という出来

事の記述に重ねよう改変する動きとして統一にとらえられることが重要である。

このような兼俱の解釈の傾向をみるとすると、逆に、本来「同」であるはずの記述がなぜ実際には異なっているのかが問われなければならない。この問いに対する答えはさきに示されている。諸一書を本書と優劣のない記述として位置づけた際、「天上・地下・海中ノ神之語」としたのがそれである。それぞれ「神語」ではあるが視点の異なる複数の神々による語が存在するのであり、だからこそ異なった表現として出てくるのである。実際、第二の6について、すでに述べたようにこの部分が「一書ノ中ノ一説」であることを述べた直後、「海神アマタアリ。天地開闢ノヤウヲミルニ、カウト云、又ノ説アタウソ。」(「聞塵」二二ページ)というのは解釈の現場における一例である。さらに別説が入っているとみるその根拠を、海神も複数いるというところを求めているのである。

以上、神々の異なった視点の存在が多様な描写のことばとして記述を成り立たせた根元的な原因であったとすれば、さきの「編者語」の挿入はそのことばにさらに加えられる、記述のひろがりの二次的な原因をなしているといえる。

また第二の4について「此国常立尊ヨリサキニ、可美葦

牙——ト云カアルト云ハ、此書ノ不審ソ。彦ハ、陽ノ神ノ事ソ。太子ノ獨化ノ神ヲ、一番ニ云テ、次ニ俱生ノ神ヲ立ソ。太子ハ、能ク心得サセントテ、私ノ語ヲ入ラル、ソ」〔聞塵〕二十ページ〕と解する箇所も注目される。クニノトコヲチより先にウマシアシカビヒコチが出現する記述に際して「不審」とし、このくだりを聖徳太子が理解の一助として挿入した「私ノ語」と判断しているのである。太子について兼俱は、書紀に先行する『先代旧事本紀』の編者と見なすだけでなく、次のような記述もある。

太子旧事本紀ヲ撰ニ、神代ノ書ヲ、漢字ニナサシモソ。其漢字ニナサレタハ、トレント云ニ、此書ニ、一書曰くトアル事ソ。(中略)太子ノ心ハ、内典外典ノ心ヲ、吾カ国ノ人ニ、知ラセウトテ、先ツ神書ヲ、漢字ニナサレタソ。我カ国ノ書ヲ、漢字テヨミ習テ、外国ノ書ヲ、ヨマセウ用ソ。〔聞塵〕四ページ〕

『旧事本紀』を編纂する際、渡来した仏書儒書の理解を可能にするため、太子が現在の一書に当たる「神書」を漢語化したとする。そしてここに、記述の付加や拡散のさらなる要因を認めるのである。

「不審」から、「編者語」あるいは「私ノ語」の認定へと、兼俱は、「神語」から現前する書紀の諸記述が成立するに到るまで介在したはずの、聖徳太子による漢語化、彼

によれば舎人親王と太安万侶による書紀編纂という歴史的な過程を、諸記述の相違の説明に用いる。神々の異なった視点を通して描写されたものが、歴史的な成立段階を経て現在の記述形態へと変貌する。記述間の照応を確かめる試みに際して、書紀に関するこうした成立論的なパースペクティヴが創り出されるのである。

この観点から注意されるべき解釈の傾向は他にも見られる。第三のパートにおいて、神々の継起的な出現が語られる点ではほとんどの記述が一致するものの、神名は諸書さまざまに相違する。そうした中で注釈に『先代旧事本紀』や『古事記』が言及されていることは注目される。たとえば、第三の12の注釈、

一書曰——、男女相雙テ出ソ、旧事本紀ハ、此一書ニ本テ、セラレタカソ。第四代カラトルソ。三代ヲハ略ソ。角——ハ、大戸之道尊、大苦邊尊ノ事ソ。

ここに記されたのは第四代からであり、ツノクヒ、イククヒはそれぞれオホトノベ、オホトマベのことである、とは本書の系譜と照合させようとする解釈上の改変とみとめられるが、そうした操作にあわせて、この記述が『旧事本紀』の「本」であるとされている。「耦生」という概念もツノクヒ、イククヒという神名もたしかに『旧事本紀』に



みられることを踏まえて、本書とは異なるが『古事記』  
『旧事本紀』をふくめた叙述の幅のうちには収まることが  
示される。他の箇所でも見られる「本」という成立論的な  
概念によってなされるこうした確認が、兼俱の注釈におい  
て有意味であることは重要である<sup>13</sup>。このことは、書紀を加  
えてこの二書が「三部ノ本書」と呼ばれることも見合う。  
つまり、集約と編纂に問題はあるものの書紀同様「神語」  
に基づくとされるこの二書との対応を示しうることは、当  
の記述と他との同一性の直接の説明にはならないが、成立  
論的な過程を踏まえ本来的には同一性に繋がらうるもの  
であることの証明になつていたのである。

なお、第三パートでもっとも問題的な記述は1である。

この第一段本書前半（「序分」）は、明らかに陰陽論に基づ  
き天地の生成の過程とその後の「神聖」の出現を述べる。  
いずれも神々の出現を継起的に記す他の記述とは、文脈を  
まったく異にするのである。このずれを整合的に捉えよう  
とする動きもまた見出すことができる。その一つは、第一  
段から三段にかけて問われる七代の神々を、兼俱が具体的  
な注釈に入る前にとくに解説している箇所である。

○第一国常立尊、神皇実録云、是神無名之名、無状之状  
也、在天元氣之元、在地一靈之元、在人性命之元、故  
名太元尊神云々、（中略）天地開闢以来、至今日不変

常住也、故云、無量無辺、無始無終、不変常住神代、

○第二国狭槌尊、在天元氣水德神、在地一德元水、在人  
賢元靈神、

○第三豊斟淳尊、在天元氣火德神、在地二儀火神、在人  
心元靈神、

○第四泥土煮尊・沙土煮尊、在天元氣木德神、在地三生  
元木神、在人肝元靈神、

○第五大戸之道尊・大苦邊尊、在天元氣金德神、在地四  
違元金神、在人肺元靈神、

○第六面足尊・惶根尊、在天元氣土德神、在地五鬼元土  
神、在人元靈神矣、自第二至第六、五代運数、八百億  
万歳、謂之無窮神代矣、

○第七伊弉諾尊・伊弉冉尊陽神為乾、陰神為坤、在万物  
為父為母、在人為男形女形云々、

（『神代卷抄』一〇五〜一〇七ページ）

見られるとおり、兼俱は神々に天・地・人三才の構成要  
素を配す。これは「序分」が描出する天・地・人の形成と、  
それ以外の記述が描く神々の継起的な出現という二つの文  
脈の並立を、納得するための一つの手だてと見なしうる。

またもう一つ、ここでも現行の書紀記述が成立するまで  
の歴史的な過程が想定されていることが注目される。この  
1についての注釈、

清陽——地後定マテハ淮南子之語也、淮南子ニハ薄靡作薄歷ソ、薄靡ト云ハ、風ノ吹輕塵アクルヤウナソ、旧事本紀亦作薄靡也、此時ハ淮南子ハ吾朝エ未可來、自然ニ合タソ、此書ハ本于太子書也

〔神代卷抄〕一一一ページ

「清陽」から「地後定」まで、すなわち陰陽論に基づく天地生成の描写全体を「淮南子之語」とする。ただし「淮南子」からの引用と考えているのではない。「薄靡」が「淮南子」の該当箇所では「薄歷」と表記されている点に兼俱はこだわる。兼俱の解釈は以下の通り——。同様の記述は『淮南子』渡来以前に編纂された『旧事本紀』にもあり、ここでは書紀同様「薄靡」と表記されている。『旧事本紀』の編纂は「淮南子」渡来以前であるから、『旧事本紀』と「淮南子」の記述とは「自然ニ」合致したものと推定される。とすれば書紀編纂が「淮南子」到来後であったとしても、「薄靡」という表記から判断して、書紀のこの記述は、『淮南子』ではなく『旧事本紀』の記述と同源の「神語」を聖徳太子が漢語化したものに基づいていると考えられる。<sup>14)</sup>

以上の解釈には、記述のずれを「神語」と漢語化された表現との隔たり、すなわちこれもまた記述の成立過程に還元する方向がみとめられる。漢語化を通じて「自然ニ合

タ」事態の想定は、総論部で太子に仮託され述べられた、いわゆる根葉花実説と明らかに対応する。

太子奏曰、吾国如種子、天竺如花実、震旦如枝葉、花落帰根、故仏法東漸云々、言ハ神道ハ種子也、仏教ハ花実也、文字ハ枝葉也、若無文字則仏法ノ正理ハ不可現ソ、タトヘハ、花開果結之後ニ、此ハ何樹ト云ヲ知ニ相似タリ、若無花実枝葉、則神道ノ種子モ不可顯ソ、彼仏法乃自神道出、故帰乎吾国、葉落帰根之義也、然則此書ハ為王道根源、不可廢之トテ、此時ニ始テ信仏書・儒書也、

〔神代卷抄〕九八、九ページ

「文字」すなわち漢語もまた「神語」を淵源とする以上、「神語」によってあらわされるものを表現する力を漢語はそなえているはずであり、漢語化し表現の次元を同じくすることによって、これまた起源の同一であるはずの仏書儒書を理解する回路も開かれる。と同時に、この漢語化という段階を経て成立した『旧事本紀』や書紀の記述が、儒書仏書と「自然ニ」類似することは当然あるべき事態となる。この場合も、さきの『旧事本紀』『古事記』の場合と同様、書紀記述内部で直接対応させられない相違があつても、儒書や仏書との対応が示せるならば、「神語」という本来の次元では照応していた可能性を、さらに緩やかなかたちではあるが、なお確保する根拠となりうるのである。書紀

と『旧事本紀』『古事記』の間にさきの関連をみとめることが兼俱にとつての「三部ノ本書」という概念の内実であったとすれば、書紀と仏書・儒書とのあいだにこのような関連を前提とすることが彼にとつての「三教一致」という概念に他ならない。「此書ハ雖神語、以漢字編之者、神仏儒三教一致之義也」(『神代卷抄』一〇二ページ)という言は以上のように解しうる。また第四段一書十で、「為夫婦」の際、陰神が陽神の手を握るという他書と異なる記述を「兜率天ハ、手ヲトリテ化生ソ。仏教ト、此心カ合ソ。」(『聞塵』三四ページ)と注するなど、随所にみられる仏書等の概念と関連づける注釈も、そうした枠組みのうちに理解されうるものである。<sup>15)</sup>

ところで、仏書等を引くそうした発見的な解釈は、たいいてい『纂疏』にもとづいた知見である。<sup>16)</sup>前提となる「三教一致」という枠組みもまた、書紀記述を外の記述である震旦、天竺の諸論と対応させていく兼良の注釈の根拠であり、また『纂疏』全体を通して確証されるべきものであった。兼俱においてはその意義が大きく変わる。「淮南子」引用についての解釈で明らかかなように、それ自体は目的ではなく、書紀内部の諸記述が相互に対応することの確信をささえる一概念にすぎなくなっている。また兼俱の解釈における根葉花実説とは、「三教一致」的な対応関係に成立論的

なパースペクティヴを導入したものとみることができるといえる。<sup>17)</sup>現前することのない「神語」を起点により広汎なパースペクティヴを導入することで、記述の差異を収斂していく装置となっているのである。

#### 四

まとめとして、兼俱が書紀から何を読み出したのか、冒頭部を例にとつてたしかめてみよう。

冒頭部に物語における方向づけが明示される点で書紀は特徴的である。「故天先成而地後定」の「故」は、直前の「及其清陽者、薄靡而爲天、重濁者、淹滯而爲地、精妙之合搏易、重濁之凝竭難」が現象を説明する原理であることを示し、さらに「故曰、開闢之初」の「故曰」は、そこに至る第一段本書前半の記述全体が、「開闢之初」以降の後半に対する規制としてあることを明らかにする。天地生成、さらに「神聖」出現という出来事を記しつつ、そこに陰陽論的な枠組みを提示する前半の方向づけは、「故曰」以降、明示的には第四段でイザナキ・イザナミを「陽神」「陰神」とする記述にまで及び、述べられる出来事と重ねられ、物語の文脈を形成するのである。<sup>18)</sup>

兼俱もすでに見たように第一段本書前半を「序分」とした上で、後半以降の記述と重ねる。ただし「溟滓而含牙」

の「牙」を「状如葦牙」の「葦牙」と重ね、これをクニノトコタチとすることによって、「及其清陽者」以降の記述に、二代以降の神々の出現との対応を想定させる。本来、末尾に「神聖」が現れるだけであつた前半に最初から神が導入されるのである。

こう解することで、後半の「開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也」は開闢以前に位置づけられる。その結果、「地」の具体的なありようを示すべき「洲壤浮漂」は、開闢以前の状態を表す「溟滓而含牙」と重なり、「洲壤」は、「物ノ氣」「精」とは言うが、比喩である「譬猶游魚之浮水上也」に近似し、実体としては解されない。

前半の「及其清陽者、薄靡而爲天、重濁者、淹滯而爲地、精妙之合搏易、重濁之凝竭難。故天先成而地後定」は、神々の継起的な出現と新たに対応するが、その出現の原理ではありえず、また神々の出現を原理とする出来事の記述でもありえない。こうしたあいまいな位置づけは、この部分を漢語化によって生じた表現と見なしたことと見合う。そうである以上、前半全体としても、「故曰」以降の記述に対し規制的ではありえない。「陰陽未分」の「陰陽」を「夫婦」と解することもその表れであるし、兼俱があてた「序分」という概念も、出来事を自律的に形成しえず「本文」への規制性ももたない記述を指すものとすれば、こう

した位置づけに整合的であろう。

結局、兼俱の解釈とは書紀冒頭部の本来の文脈を破壊するものである。本書第一段において出来事として明確に記されているのは、クニノトコタチ以下神々の出現のみであり、天地生成に関する記述は開闢以前、いわば出来事以前の描写とされ、別の記述は自律性を欠くものとなる。出来事を物語としていく方向づけのみとめられない。

その代わりに試みられているのが、前半と後半を繋ぐ出来事であるクニノトコタチ出現の無限定化、普遍化である。「吾国神明先天地」(『神代卷抄』一一一ページ)という外から持ち込んだ原則に書紀記述を整合させていくのはその一環でもあり、またクニノトコタチ出現を時間的に位置づける「古」「于時」という表示を「此古字ハ不可涉上中下、無始無終」(同一〇九ページ)「時ト云ハ、四時ノ時節テハアルマイソ」(同一一二ページ)と解し、いわば無時間化してしまうのも本来、一回性のはずのこの出来事を一回性そのままに書紀全体への規制とするためと見なしうる。

ただ一つの出来事としてクニノトコタチ出現を書紀記述のうち普遍的にみとめていくことで、書紀記述は描写のことばとして、事を形成しないままでありうる。先述の天地生成についていえば、陰陽論的な描写としても、神々の出現に付随した成分化された描写としてもありうるのではあ

る。

一方、こうした文脈の喪失と引きかえに、兼俱の解釈を通じて、書紀のうちに確固たるものとなつたのが、「神語」を包括的に集めているとする、それゆえ諸記述を横断的に操作しうる言説上の場の存在であり、また、それに対応する成立論的なパースペクティヴであることはこれまで見てきたとおりである。兼俱の解釈において諸記述を連関づけたこれらの前提がこの後の神話テキストの解釈に決定的な影響をもつたことには注意すべきであり、いま兼俱の解釈を取り上げる意義の一つもここにある。

一例のみ挙げれば、本居宣長がそうである。『古事記』を対象としてはいるが、宣長がその解釈を、書紀本書、諸一書をもあわせた包括的な記述群を参照しながら、漢語化という歴史的過程を解釈上の重要な想定としつつ進める時、そこにはこれらの前提が明らかに機能しているだろう。

むろん、兼俱に比べて、宣長による記述の真偽の吟味が徹底的であるのは周知の通りである。こうした態度の背景には、民族的意識の自覚といった時代的な要因が想定されるが、テキスト解釈の次元でこれを正当化しうるのは、「古伝」と宣長が信ずる記述が物語として存在することである。たとえば宣長は『古事記』解釈において、兼俱同様の神の出現に先行する天地の存在をみとめないが、それは解

釈的には「天と地との成れる初は、次の文にあればなり」（『古事記伝』<sup>19</sup>）という理由で正当化され、事実「次、国稚如浮脂而」以下の文で、神の出現とともに生成する天地のありさまをそこみとめているのである。ここが兼俱とは違ふ。宣長は書紀第一段についても、前半を排し、「天地之中生一物」の「天地之中」という表現を否定しながらも、一書によつて、神々の出現にともなう天地生成という「古事記」での解釈に引き寄せた物語を明示している（『神代紀鬘華山蔭』<sup>20</sup>）。つまり、宣長の場合、パースペクティヴの根元にあるはずの「古伝」が天地生成の物語をはつきりともつことがたしかめられるがゆえに、そこから現行の記述を成り立たせてきた過程が、その明白さを曇らせたものとして捉え直されるのである。

宣長はこのような見地から、たとえば「後世の漢意の学者」が「神世七代を、かのから国の八卦といふ物に、当て説るたぐひ」のことを、「乾道独化」「乾坤之道相参而化」といった書紀の表現に悦んだ「いみじきひがごと」と非難する。この非難は「八神ヲ、八卦トトルソ。」（『聞塵』二五ページ）とする兼俱にも当てはまるだろう。しかしこの箇所兼俱がつづけて「儒仏ヲハ此書ヲ本ニシテ、可読ソ。」（同）と述べている点に注意したい。つまりこれもまたパースペクティヴの包括性の確認であり正当化にほかな

らない。書紀記述の物語性を希薄にし、このように仏書儒書との強引な対応関係をも動員して、兼俱は、諸記述を同一平面上で自在に操作しうる場と、「神語」を根源に置く包括的なパースペクティブを作り上げた。宣長の「古伝」の発見もまた、そのパースペクティブのうちにある。

荒唐無稽ともみえる兼俱の書紀解釈のうちに、われわれがなお対象化しなければならぬ解釈上の規制は、その生成の過程とともに、むしろ明確にあらわれていると考える。

\*本論文は、二〇〇一年五月二十七日、大阪市立大学で開催された上代文学会大会での発表をもとにしています。発表について、コメントをいただいた方々にお礼申し上げます。

## 注

- (1) 吉田兼俱の日本書紀注釈については、本論文では、自筆本『日本書紀神代卷抄』（兼俱本宣賢本日本書紀神代卷抄）（岡田莊司編 統群書類従完成会 所収）と宣賢書写本『神書聞塵』（神道大系 日本書紀注釈下）（秋山一実校注 神道大系編纂会 所収）を取り上げる。本文中では『神代卷抄』、『聞塵』と略記する。ページ数はそれぞれ刊本による。なお兼俱の日本書紀注釈の諸本については小林千草『日本書紀抄の国語学的研究』（清文堂 一九九二年）を参照のこと。

- (2) ことばを読み手であるわれわれが命令として受けとめ

るとき、それは事を形成することばとなるのであり、情報として受け止めるとき、描写することばになるといえる。この対概念については、命令 injunction と記述 description として、G・スペンサー・ブラウン『形式の法則』（山口昌哉監修 大澤真幸・宮台真司訳 朝日出版社）にヒントを得ている。

- (3) たとえば第五段一書一、イザナキが「白銅鏡」を用いて三貫子を出現させるくだりでは、「白銅鏡」について「コレニ不審アルソ、天地初開ル時ハ、アルマイソ」と述べている（『神代卷抄』一三四ページ）。

- (4) 「前書二ハ、素戔嗚尊適之於根国トアルソ、此書二ハ可以治天下トアルソ」（『神代卷抄』一四七ページ）

- (5) 以下、『日本書紀纂疏』の引用は清原宣賢本（『天理図書館善本叢書 日本書紀纂疏・日本書紀抄』（天理大学出版部 一九七七年）所収）による。ページ数も同書のものである。

- (6) 『先代旧事本紀』の引用は、鎌田純一『先代旧事本紀の研究 校本の部』（吉川弘文館 一九六〇年）による。カッコ内のページ数も同書による。

- (7) 『先代旧事本紀』の特質については、神野志隆光氏が、兼俱も射程に入れつつすでに指摘している（『古代天皇神話論』若草書房 二九四ページ）。『古事記』『古語拾遺』も並立させたその「総合化」が注目される。のちに触れるように兼俱もまた『古事記』を注釈に利用し組み込んでいくのだが、『古事記』の利用の仕方の違いもま

たここでの相違と連関することは言うまでもない。

- (8) 顕著な一例を挙げる。第八段一書一の「此神五世孫、即大國主神。」について、「此神ハ、素戔鳴尊ノ嫡子ソ、此ニ五世孫ト云ハ不審也、サレトモ人々一身ニ具五大五行神チャホトニ五世ト云ソ、一世二世ノ義テハナイソ」と注し、さらに同段一書二で「大己貴命」が「所生之兒之六世孫」とされるのに対し、「六世ト云モ、五大六根ノ義也、(中略)五世六世ハ、其義一也」と説くに及んでいる(『神代卷抄』一七三、四ページ)。

- (9) 第三パートについては、「序分」の「然後、神聖生其中焉。」という一節がのちの記述をどこまでカバーするか必ずしも明確ではない。ここではイザナキ・イザナミの出現まで、すなわち第三段までを挙げる。なお、『神代関鍵抄』には「第七代中何ニテモトルソ人ノ上ニモトルソ」とある(天理図書館吉田文庫所蔵写本 吉一二ノ二二四)。

- (10) 国史大系本、七五ページ。

- (11) 『塵荆鈔 下』(市古貞次編 古典文庫 一九八四年)七ページ。執筆年の推定は上巻の市古氏の解説による。

- (12) それぞれ「天上、海中、人間」という異なった視点から同一の出来事を記述しているとする第四段一書二、三、四の注釈を典型的な例として挙げられよう。この場合、視点の相違という説明が一応説得的でさえあるのは、各々の表現は異なっても、叙述の構成要素が共通することを通じてこれらの記述が照応していることが認められ

るからである。イザナキ・イザナミ二神が行為为主体としてあり、国があることを願うのが行為の動機、アメノヌボコが行為の媒介であり、ヲノコロシマを生み出したことが行為の結果としてある。以上を三つの叙述に共通する要素として取り出しうる。一書一では「立于天霧之中」、一書二では「坐于高天原」と二神の所在も示されるが、一書三には示されない。このちがいが右に示した共通性を損なうものではなく、むしろ他の要素を加味しつつ、一書一は「天上」、一書二は「海中」、一書三は「人間」と異なる視点をわりふる指標として積極的に解釈に取り込めよう。この例については、ここで相違する叙述を「終ニハ同也」と実感することが可能かどうかはただし言うまでもなく、兼俱にとつて実感可能かどうかはとくに問題ではない。

- (13) 「旧事本紀ハ、此一書ニ依トミヘタソ、(中略)天御中——ハ、古事記ニ、天ノ別神ト云ハソ」(『聞塵』第一段一書四後半)、第一〜三段以外でも「旧事本紀、古事記ニハ出雲ト伯耆トノ間ニ、イザナミヲマツルト見タリ」(『聞塵』第五段一書五)など数例見られる。

- (14) 『聞塵』でも「コ、ノ三十余字ハカリハ、淮南子ト暗合ソ」(十五ページ)と述べられている。

- (15) 他にも、第五段一書六において「泉黄ハ、地獄也」と注する例(『神代卷抄』一四二ページ)、あるいは第五段一書八、イザナキがカグツチを斬る場面、同様の場面を描いた同段一書七では三段に斬ったのが、ここでは五

段とされるのを五行に結びつけて解している例(同一四八ページ)などが挙げられる。

(16) 『纂疏』は第四段一書十については「此言握陽神之手者、都率天之姪相也」(四八ページ)、第五段一書六については「故拠仏教、可證今書、黄泉則地獄也」(六三ページ)、第五段一書八については「言五行之序」(七一ページ)とそれぞれ兼俱に先行して注している。

(17) 根葉花実説の成立と展開については、西田長男「日本神道史研究 第四卷」(講談社 一九七八年)一一六〜一五二ページ参照。

(18) 神野志氏前掲書、一一二〜一二五ページ参照。

(19) 『本居宣長全集』第九卷(大野晋編 筑摩書房 一九六八年)一一三ページ。

(20) 同書 一三六〜七ページ。

(21) 『本居宣長全集』第六卷(大久保正編 筑摩書房 一九七〇年)五二二〜三ページ。

(22) 同書 五二〇ページ。

(23) 『日本書紀』『古事記』解釈における規制の問題を明確にし、包括的に論じた論考として、神野志隆光「神話の思想史・覚書―「天皇神話」から「日本神話」へ―」(『万葉集研究 第二十二集』四七〜一〇〇ページ(瑞書房 一九九八年)、同『古事記と日本書紀―「天皇神話」の歴史』(講談社 一九九九年)がある。

### 『上代文学』投稿規定

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文の分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内(注をも含む)とする。
- 3 投稿論文はワープロ原稿をも認めるが、その場合にはなるべく字間・行間をゆったりと組み、表紙に四百字詰め換算した枚数を記す。
- 4 投稿論文は原文でなく、コピー二部を送る。
- 5 投稿論文の表紙には、投稿者の住所及び勤務先(学生の場合は大学名、学部学科名または大学院課程名、学年)を記載する。
- 6 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 7 投稿論文の締切日は特に設定しない。
- 8 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合がある。
- 9 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定する。
- 10 投稿論文は返却しない。不採択の論文についてはその旨を通知する。